

八代浄水場沈殿池及び排水処理施設築造工事

(土木)

特 記 仕 様 書

## 第1章 総則

### 1.1 総括事項

#### 1.1.1 適用範囲

本仕様書は、上天草・宇城水道企業団（以下企業団と称す）が発注する八代浄水場沈殿池及び排水処理施設築造工事(土木)に適用する。

#### 1.1.2 適用仕様書、基準、指針等

この仕様書は特記事項のみを示したものである。よって、この仕様書に規定する以外については下記によるものとする。

- 1) 工業用水道施設設計指針・解説 (日本工業用水協会)
- 2) 水道施設設計指針 (日本水道協会)
- 3) 水道維持管理指針 (日本水道協会)
- 4) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- 5) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- 6) 熊本県土木工事共通仕様書 (熊本県)
- 7) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- 8) JIS 日本産業規格
- 9) JWWA 日本水道協会規格
- 10) 建築基準法
- 11) 水道・土木・電気・機械・建築に関する法および技術基準、その他の学会にて制定された各種基準、示方、仕様、規格、並びに法令で定められる規則、規定、基準等
- 12) その他関係諸法規

※なお、上記に特に定められていない事項については、すべて監督員の指示によるものとする。

#### 1.1.3 法令等の遵守

工事の施工にあたり、受注者は、次に掲げる主な法律及びその他関係法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

建設業法、道路法、道路交通法、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、職業安定法、労働災害補償保険法、緊急失業対策法、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、河川法、港湾法、消防法、文化財保護法、中小企業退職金共済法、水質汚濁防止法、雇用保険法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、企業団給水条例及び同施行規則、企業団個人情報保護条例、その他必要法令。

なお、これらの諸法規の運用適用については受注者の責任において行うこと。

#### 1.1.4 疑義

機器の製作および工事の施工において疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。

#### 1.1.5 工事範囲と受注者の責任範囲

受注者は、設計図書に示す一切の工事に責任をもって施工すること。また、設計図書等に明記のない事項であっても、法規上・施工上または目的とする機能のために必要なものは、受注者の責任と負担において施工すること。

### 1.2 施工一般

#### 1.2.1 施工計画

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために工種毎に具体的な施工手順や工法等を記載した、施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守して工事の施工に当たらなければならない。

なお、施工計画の作成に当たっては、監督員と打合せを行うこと。

#### 1.2.2 工程管理

受注者は、常に工事の進捗状況について把握し、予定の工事工程と実績を比較して工事の円滑な進行に努めなければならない。

#### 1.2.3 施工管理

受注者は、工事の出来形、品質、写真等がこの仕様書、設計図等に適合するように施工管理を行わなければならない。管理基準は、共通仕様書土木工事編(熊本県土木部)によるものとし、記載のないものについては、監督員と打合せを行うこと。

#### 1.2.4 施工上提出すべき図面等

受注者は、施工にあたり、製作図、施工図、詳細図等を提出しなければならない。また、図面作成が必要とする場合は作成の上、監督員の承諾を得なければならない。

#### 1.2.5 適切な状況把握

受注者は、監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出及び報告等、適切な措置を講じなければならない。

#### 1.3 関連工事相互の協調

本工事と競合及び関連する工事があるため、施工順序、施工時期、関連箇所の施工方法等については十分打合せの上、支障のないよう工事の進行を図ること。

また、既設施設を運転しながらの施工となるため、既設施設を休止させないよう工事を進めること。施工上、休止が必要な場合は、監督員と十分打合せをして短期間休止に努めること。

#### 1.4 連絡調整会議の開催

本工事場所においては「八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事の関連工事」が行われる予定である。関連工事の受注者間において工事の円滑化及び事故防止を目的とした「連絡調整会議」を定期的を開催すること。なお、連絡調整会議には監督員及び現場監理業務受託者並びに浄水場運転管理者を含めることとし、受注者は別途発注の工事担当者と工程等について十分に協議を行い、常に他工事との協調を図り施工をしなければならない。

【予定している主な他工事（別途発注：工事期間は本工事と同様）】

- ・ 八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（土木） ※当該工事
  - ・ 八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（建築）
  - ・ 八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（機械）
  - ・ 八代浄水場 沈殿池及び排水処理施設築造工事（電気）
- ※その他関連工事が発生した場合は適宜調整を行うこと。

#### 1.5 地元対策等

地元対策については十分配慮し、トラブルの原因を作らない様に努めること。なお、苦情があった場合は、直ちに監督員に報告するとともに適切な措置を講じること。特に環境対策には十分配慮すること。

#### 1.6 進入退出ルート

工事関係車両等の進入退出ルートは、原則として八代浄水場正面口を利用すること。なお、工事の都合により建設用地の西側市道より搬入等を行う場合は、周辺の交通情報を十分調査したうえで監督員と協議の上、予め承諾を受けること。

## 1.7 交通安全

施設周辺の道路の使用にあたっては、一般の通行を優先し、作業車、運搬車等の交通安全に十分留意すること。また、必要に応じて進入退出路に誘導員を配置し、交通安全に努めること。施設周辺の道路は通学路となっており、特に朝夕における学童登下校時間帯には、十分な安全対策をとり、細心の注意を払い作業及び通行すること。

## 1.8 ワンデーレスポンスの実施

- 1) この工事はワンデーレスポンス対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等（以下「協議等」という。）に対して、監督員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議の上、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。
- 2) ワンデーレスポンスは、「建設工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3) 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議すること。
- 4) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査して差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督員に報告するものとする。

## 1.9 週休2日試行工事

(1) 本工事は週休2日試行工事（週休2日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、「上天草・宇城水道企業団発注工事週休2日試行工事 実施要領」（令和7年8月15日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

(2) 入札公告の示した予定価格は、「4週8休以上（月単位）」を見込んだ補正を行った金額である。なお、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて完全週休2日（土日）または補正無しに変更するものとする。

## 1.10 機器の機能維持

受注者は工事完了後、総合試運転までの間、設備の機能維持に必要な措置を講じなければならない。

### 1.11 総合試運転

受注者は監督員の指示する期間に、関連工事業者との連絡を密にとり総合試運転に協力するものとする。また、総合試運転における水質に関する合否については、新設した沈殿水の水質をもって判断する。なお、水質の判断基準は、次のとおりとする。

#### 【判断基準（薬品沈殿池における各項目の管理目標値）】

- ・濁度 1.0 mg/L
- ・残留塩素 0.3～0.5 mg/L

※原水の水質状況により多少変化することから、監督員及び浄水場運転管理者と協議の上判断する。

### 1.12 保証期間

本工事における保証期間は、竣工検査後2年とする。万一保証期間内において受注者の起すべき原因による事故が発生した場合は、監督員の指示により補修または新品に交換すること。

### 1.13 工事の竣工

本工事は「総合試運転の完了（竣工図書の提出を含む）」を以って最終的な竣工とする。したがって関連工事については、各工事単体での現場完成に関わらず同時期の竣工とする（工期の延伸を含む）。

### 1.14 一般事項

#### 1.14.1 提出図書

受注者は、契約後速やかに本仕様書及び設計図面にに基づき、使用材料等について、承諾願を提出し承諾後に工場製作、現場施工に着手すること。

なお、提出図書は、次のとおりとする。

- ・施工計画書
- ・施工図、各承諾関係図書
- ・工事工程表
- ・工事日誌
- ・関係官庁届出書類に必要な一切の図面
- ・その他監督員が指示するもの

#### 1.14.2 作業時間

この工事は、諸法規に違反しない範囲で出来る限り工事の促進を図らねばならないため、作業時間を平日8時30分から17時までとする。ただし工事の都合に

より作業時間の延長や夜間作業等及び休日作業等が必要な場合は、監督員と協議の上、予め承諾を受けること。

#### 1.14.3 衛生管理

本工事は、稼働中の浄水施設内で行われる工事であり、工事対象物も水処理関連施設であるから、工事従事者の衛生管理に留意し、担当者を定め下記事項を行うこと。

- 1) 検便提出による検査成績の提出（検査項目等は監督員の指示による）
- 2) 不潔場所の確認・処理
- 3) 伝染病保菌者の有無確認
- 4) 仮設便所等の管理
- 5) 手洗い場等の管理
- 6) 喫煙所以外での喫煙はしないこと（浄水場内の既設喫煙所は使用しないこと）
- 7) その他工事監督員の指示によるもの

#### 1.14.4 受注者負担

この工事に関連する次の事項及び設計に必要な費用は受注者の負担とする。

- 1) 仕様書、設計図書に明記していないが、工事の性質上または工法上当然必要とするもの
- 2) 完成及び既成部分の検査
- 3) 受注者の責に帰すべき理由による第三者に対する損害補償
- 4) 工事現場付近の保安設備
- 5) 緊急、非常の場合の臨機処理
- 6) 工事に起因する騒音、振動、粉塵への対策及び防食工等で使用する揮発体を有する資材等の養生などの環境、衛生対策に関する費用
- 7) その他些少な事項

#### 1.15 安全管理等

- 1) 工事に際し、熊本県土木部共通仕様書に定める条項を厳守し安全管理を行うこと。
- 2) 受注者の所有する建物及び工事現場の火災及び盗難予防には、十分なる処置を講じておくこと。
- 3) 八代浄水場内の施設は工事中も稼働しているため、施工範囲を事前協議し、施設運転に支障がないよう工事を実施すること。
- 4) 工事中の危険防止対策を十分行い、また、作業従事者への安全対策を徹底し、労務災害その他の事故等の発生がないよう、十分な施工体制をもって工事を施

工すること。

- 5) 仮設物及び仮設構造物は、定期的に安全確認を行い、事故等がないように管理すること。
- 6) 受注者の責に帰すべき施工中の事故損害等が発生した場合や、既設構造物、機器、水質等に汚染及び損傷を与えたときは無償で受注者は監督員の指定する期間内に、修理又は交換しなければならない。また、設備が稼働中の場合の試運転調整及び実負荷調整は、監督員及び現場監理業務受託者並びに浄水場運転管理業者と事前に協議を行い、断水事故等が発生しないよう注意して作業を行うこと。

#### 1.16 完成図書

完成図書は以下に示す様式、部数とする。

- 1) 完成図・施工図・機器図等は A3 サイズで各製本（上質紙二つ折り製本：縮小版） 金文字打 各 2 部
- 2) その他、監督員が指示するもの。  
完成図を含む必要な図書は電子データでも納品すること。

## 第2章 工事概要

### 2.1 排泥池濃縮槽築造工事

新施設に排泥池濃縮槽を建設するための築造工事である。排泥池と濃縮槽の計画諸元は、それぞれ以下の通りである。なお、排泥池と濃縮槽は一体構造である。

#### ①排泥池

- ・形状寸法 : 4.0mW×10.0mL×3.0mH

#### 濃縮槽

- ・形状寸法 :  $\phi$  12.0m×有効水深 4.0m
- ・掻寄機仕様 : 中央駆動懸垂形  $\phi$  12m
- ・上澄水引抜装置 : フロート式  $\phi$  150mm

### 2.2 沈殿池築造工事

新施設に沈殿池を建設するための築造工事である。計画諸元は、それぞれ以下の通りである。

#### ①フロック形成池

- ・形状寸法 : 11.0mW×3.2mL/段×3段×3.8mH (有効 2.9m) /池
- ・フロキュレーター機種 : 横軸パドル型 (炭素繊維含有 FRP+SUS)

#### ②薬品沈殿池

- ・形状寸法 : 11.0mW×25.5mL×4.5mH (有効 3.75m) /池
- ・池形式 : 横流式 (長尺) 傾斜板 2段、12 (4+4+4) 列
- ・掻寄せ機型式 : モノレール式掻寄機 2連1駆動

### 2.3 天日乾燥床及びストックヤード築造工事

浄水処理により発生する汚泥は、天日乾燥床による自然乾燥させて場外処分を行う。天日乾燥床及びストックヤードの計画諸元は以下のとおりである。

#### 1) 天日乾燥床 : 鉄筋コンクリート造 (壁床一体構造)

形状寸法 幅 10.0m×長 12.5m×高 2.25m

床 数 5床/施設×2施設+2床/施設=12床

ろ床構成 砂 t=300 砂利 t=300~400

付帯設備 角落し W3.0m×H1.0m

水抜き管  $\phi$  20-11 本/箇所×2箇所/床

排水水路 W600×H1400

- 2) ストックヤード：鉄筋コンクリート造（逆T型擁壁構造）  
形状寸法 底盤 1.8m×高 2.0m×長 30.6m  
有効面積 A=74.2m<sup>2</sup>

## 2.4 場内配管工事

ブロック形成池・薬品沈澱池および排水処理施設の場外への新設に伴う連絡配管や既設への接続配管等、新旧施設の運用に必要な場内配管の工事を対象とする。

場内配管の主な計画諸元は、以下の通りである。

- ・ダクタイル鋳鉄管GX形            : φ75～φ250
- ・ダクタイル鋳鉄管NS型            : φ500～φ700
- ・ナイロンコーティング鋼管(NCP)   : φ25～φ50
- ・水道用ステンレス鋼鋼管         : 80A

## 第3章 材料

### 3.1 材料一般

#### 3.1.1 材料の規格・形式

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を明記された物を除いて、日本工業規格（以下「JIS」という。）日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）日本ダクタイル鉄管協会規格（以下JDPAという。）日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）の基準・規格等に適合しているものでなければならない。

#### 3.1.2 材料の検査

購入品において、協会等の第三者認証機関の試験・検査成績書が提出されない材料については、監督員の承諾を得たのちに材料検査を受検すること。基準・規格等がない材料についても、詳細図等を作成の上、監督員の承諾を得たのちに材料検査を受検すること。

なお、上記を除いた購入品は、詳細図、協会等の試験、検査成績書を提出の上、監督員の承諾を得たのちに材料の検収を受けなければならない。

### 3.2 管材料

#### 3.2.1 鋼管（設計図を参照）

- 1) ・水輸送用塗覆装鋼管（JWWA G 117）に準拠すること。
    - ・水輸送用塗覆装鋼管の異形管（JWWA G 118）に準拠すること。
    - ・圧力配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3454）に準拠すること。
- 塗装仕様

内面塗装

JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法)  $t \geq 0.3\text{mm}$

外面塗装(水中部・露出部)

JWWA K 157(水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法)  $t \geq 0.3\text{mm}$

外面塗装(土中部)

ポリウレタン被覆 2.0mmUP

- 2) 配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) に準拠すること。
- 3) ナイロンコーティング鋼管 (WSP 067) に準拠すること。

塗装仕様

内外面共ナイロンコーティング  $t \geq 0.3\text{mm}$

- 4) 壁貫通部のスティフナーは壁中心位置とすること。
- 5) 異種金属継手部は絶縁ボルトを使用すること。

3.2.2 ダクタイル鋳鉄管 (設計図を参照)

- 1) 水道用ダクタイル鋳鉄管 (JWWA G 113) に準拠すること。
- 2) 水道用ダクタイル鋳鉄管 (JWWA G 120) に準拠すること。
- 3) 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂紛体塗装 (JWWA K 112)
- 4) 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法 (JWWA K 135)
- 5) 異種金属継手部は絶縁ボルトを使用すること。

3.3 弁室及び弁筐類

3.3.1 弁室及び弁筐

仕切弁筐標準図及び設計図による。

3.4 管明示テープ仕様

- 1) 規 格 ビニル粘着テープ
- 2) 表 示 布設年度・企業団

3.5 埋設表示シート仕様

- 1) 規 格 ポリエチレンクロス (水道管用)  
シート地青 文字白  
規格幅 150mm・50m巻き・2倍折込み
- 2) 表 示 水道管注意 立会

## 第4章 施工

### 4.1 共通事項

工事に先立ち、監督員に提出した施工計画書に基づき、設計図書で定められた条件に適合するよう、適切な施工管理を行わなければならない。また、工事を実施するにあたり、施工区域全般にわたり架空設備及び地下埋設物の種類、規模、位置等を確認し、車両系建設機械作業計画書、各作業内容の手順書、施工図、詳細図等を作成の上、監督員の承諾を得て施工すること。

### 4.2 配管工事

#### 4.2.1 施工

配管工事の施工方法については、水道用鋼管ハンドブック（日本水道鋼管協会）、ダクタイル鉄管布設工事標準マニュアル（日本ダクタイル鉄管協会）水道工事標準仕様書（日本水道協会）管布設工事編や下記の要領書等に基づき施工すること。

#### 4.2.2 通水試験

配管完了後、継手の水密性を確認するための水圧試験を行わなければならない。試験方法は、事前に監督員と協議し決定すること。

### 4.3 土工事

1) 掘削は、原則として機械掘削とし、小規模の掘削及び機械掘削によることができない箇所、埋設管周辺等は人力によること。機械掘削後には不陸整正を行なうものとする。

また、施工期間、施工時期に応じて、必要な機数を現場に搬入すること。

既設構造物周辺及び既設埋設物周辺の施工は、十分注意し施工すること。

2) 埋戻は、人力埋戻と機械埋戻を併用するが、機械の種類等については監督員と協議すること。また、構造物の壁体部、天端等の埋戻しには、ランマー等の機械により十分に突固めを行なうこと。

管周りは埋戻用砂にて埋戻しを行い、管頂より10cm上部まで行うこと。

3) 捨土が発生した場合は、監督員の指示する所に処理し、ある程度の整地をするが、指示なき場合は受注者の責任において処理するものとする。

4) 掘削に先立ち、埋設物の事前調査を実施し、埋設物の位置を確認して掘削を行うこと。

#### 4.4 排水工事

- 1) 工事に支障を及ぼす湧水、雨水、溜水等は適当な排水溝及び排水溜を設け、ポンプ等により排除しなければならない。
- 2) 施工に際しては、監督員と十分協議して行なうこと。
- 3) 水替は必要に応じ昼夜に関わらず実施し、工事の進捗に支障をきたさないようにすること。

#### 4.5 基礎工事

石材基礎工事は、図面のおりとし、締固めは後日沈下のないよう十分に施工すること。

#### 4.6 鉄筋工事

- 1) 設計図面に準じて施工を行うこと。
- 2) 使用する鉄筋は、JIS-G-3112 に規定する SD-345 とし、試験成績表を提出すること。
- 3) 鉄筋は、設計図に従い正確に、又、材質を傷つけないように加工しなければならない。
- 4) 設計図に明示がなくとも、当然必要と認められる鉄筋については、受注者の負担でこれを設けなければならない。
- 5) 鉄筋組立後、監督員の配筋検査を受けなければならない。
- 6) 鉄筋の交差点は、20 # の鉄線または適当なクリップで堅結すること。
- 7) 鉄筋と型枠との間隔は、スペーサー・吊金具等を使用し正しく保たなければならない。
- 8) 鉄筋の継手は、設計図書に示す方法により施工し、継手の強度を確保すること。
- 9) 鉄筋の重ね継手の定着長さは、設計標準図に示す長さ以上とすること。  
また、明示なきものは監督員の指示に従うこと。
- 10) 開口部周囲には、図示なくとも補強筋を挿入すること。

#### 4.7 型枠工事

- 1) 型枠は、鋼製及び合板製とする。仕上げの種類によって最適な型枠の選定を行うこと。
- 2) 特に指定のない場合であっても、コンクリートの角に面取りを施す構造にしなければならない。
- 3) 型枠の取り外しにおいては、コンクリートに損傷を与えないように十分注意すること。

#### 4.8 支保工工事

- 1) 支保工が十分な強度と安全性を持つよう、傾き、高さ、通り等を十分注意すること。また、継手や部材の接続部、交差部等は間隙や緩みが生じないように、継手は軸線を一致させること。
- 2) 型枠支保工の材料は、著しく損傷・変形または腐食があるものを使用してはならない。
- 3) 型枠支保工を組立てる場合には、型枠の形状、コンクリートの打設の方法に応じて堅固な構造のものとする。
- 4) 型枠支保工の組立が完了したときは、遅滞なく監督員の検査を受けるものとする。
- 5) 型枠支保工の解体は、コンクリート部材に衝撃を与えないようにコンクリート部材との間に隙間ができるまで全体を一様に徐々にゆるめ解体するものとする。

#### 4.9 コンクリート工事

- 1) コンクリートは、生コンクリートを使用し、J I S A - 5 3 0 8 「レディーミクストコンクリート」によること。
- 2) コンクリートの強度は、次のとおりとすること。

設計強度は、材令28日の強度として次の値を基準とする。

鉄筋コンクリート  $\delta 28=24\text{N}/\text{mm}^2$

無筋コンクリート  $\delta 28=18\text{N}/\text{mm}^2$

躯体コンクリート 24-12-25N

無筋コンクリート 18-12-25BB (一部N)

均しコンクリート 18-8-40BB

※水密コンクリートの水セメント比は55%以下とする。

※コンクリート中の塩化物総量については、土木・建築基準許容値範囲とする。

- 3) コンクリート工事は、共通仕様書に準拠して行うものとする。
- 4) コンクリート打設箇所に地下水、湧水等がある場合は、支障のないよう十分これを排除後施工すること。
- 5) コンクリートの圧縮強度試験は、原則として標準養生と現場養生のテストピースを使用し、材齢7日・28日強度を測定する。  
なお、コンクリートの試験費はすべて受注者の負担とする。
- 6) コンクリート工事に当たっては、受注者の責任において設計段階で行った温度応力解析を参考にして打設方法、打継目の処理方法、その他を記載したコンクリート打設計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。また、

計画書には特に下記事項について検討し、ひび割れ制御に万全を期さなければならぬ。

- ・ 打ち込み区画、順序
- ・ 運搬、打ち込み方法、打ち込み時間(時間当たりの打ち込み量)
- ・ 施工目地位置と方法
- ・ 養生の期間とその方法
- ・ 膨張材の効果
- ・ その他、監督員が必要と認めたもの

#### 4.10 建設副産物処理

- 1) 建設副産物処理は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守し適正に処理すること。
- 2) 建設発生土の場外搬出処分については、建設発生土処分計画書を作成し、必要な許可等を有しているもので処分すること。ただし、最終処分場でしか受け入れができない場合は、協議を行うものとする。
- 3) 建設副産物（As 殻・Con 殻等）の運搬について、運搬を委託した場合は、産業廃棄物収集運搬許可書が必要であるため、その許可書の写しを監督員に提出すること。
- 4) 再資源化施設、処分場、ストックヤード等からの受領した処分量または、搬入量を証明する文書を監督員に提出すること。

#### 4.11 建設発生土処理

本工事により発生する建設発生土は、次の場所へ搬出するものとする。

1. 受入場所：八代市興善寺町地内（県営八代工業団地）
2. 受入時期：令和7年12月～令和9年12月の間
3. 受入時間：8時30分～17時00分まで
4. 受入土量：5,690m<sup>3</sup>
5. 運搬距離：11.5km

運搬経路は現場から受入場所までとする。

## 第5章 仮設

### 5.1 準備・測量・後片づけ

準備、後片づけ、測量、丁張りに要する費用は受注者の費用負担で行うものとする。また、伐開、除根その他による廃棄物の処理にあたっては、監督員の指示に従い速やかに行うものとする。

### 5.2 工事中仮設備、用地

企業団が指定した用地以外の作業用地等の借り上げは全て受注者の負担とし、後片づけについては原形に復旧することを原則とするとともに、土地の所有者の了解を得ることとする。

### 5.3 工事中電力設備

電力設備、電力料料金、維持管理費、関係諸官庁への手続きに関する費用等の一切を受注者が負担するものとする。また、高圧配線、受変電設備には必ず危険表示を行い、接触の危険のあるものについては柵、囲い、覆い等の感電防止を施すこと。

### 5.4 工事中水

- 1) 工事中水及び飲料水の供給設備仕様については、監督員と協議の上施工すること。
- 2) 飲料水は、消毒設備等を設けて衛生面に十分考慮すること。

## 第6章 雑則

- 6.1 受注者は、細部にわたり良心的かつ高度の技術をもって設計、製作、据付けにあたり、運転に際し支障を生じないようにすること。
- 6.2 受注者は、本工事中着手にあたり、関連業者と事前協議を行い、工事中の進捗に支障のないようにすること。
- 6.3 本工事中の基礎、その他のコンクリート工事は、確実に実施し、かつ工事中の痕跡を残さぬよう仕上げること。
- 6.4 受注者は、本工事中に起因する騒音・振動等について、関係法令を遵守するのはもちろんのこと、発生を出来る限り防止するとともに、技術的な対策を十分に施さなければならない。
- 6.5 受注者は、本工事中着手にあたり、地区住民及び公共交通機関等に周知するとともに、安全対策を十分に施さなければならない。